

インターネット投票の論点整理

現行制度下における投票原則

	当日投票所における投票 (当日投票所投票主義)	当日投票所以外での投票 ※①不在者投票((ア)指定病院・(イ)洋上の場合) ※②在外投票(郵便等投票の場合)
選挙人名簿登録主義 投票を行おうとする者が、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている(法42)	選挙人名簿又はその抄本に基づき、対面で対照(法44)	①(ア)投票用紙請求時に選挙人名簿と対照(令53)、(イ)選挙人名簿登録証明書との照合(令59の6④) ②投票用紙請求時に在外選挙人名簿と対照(令65の11)
本人による投票 選挙人名簿等に登録された本人による投票である。	投票所入場券や身分証明書等により確認	①(ア)不在者投票管理者による投票用紙等の点検(令58①)、(イ)選挙人名簿登録証明書の提示・投票送信用紙への氏名等の自書(令59の6⑧⑩) ②外封筒へ署名(令65の12)
秘密投票主義 ・すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。(憲法第15④) ・投票の秘密保持(法52) 等	・投票記載の場所の設備(令32) ・開票時の投票用紙の混同(法66②)	①不在者投票記載の場所の設備(令58④、令59の6⑪) ①②開票時の投票用紙の混同(法66②)
一人一票主義 投票は、各選挙につき一人一票に限る(法36)	投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨を記載	①(ア)投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨記載、(イ)選挙人名簿登録証明書に交付した旨を記載(令59の6⑧) ②投票用紙を交付した旨を在外選挙人証に記載(令65の11)

インターネット投票の導入に当たり、上記の原則をどのように担保するかが課題